

平成28年(モ)第4041号 保全異議申立事件

(基本事件:平成28年(ヨ)第154号 仮処分命令申立事件)

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

2016年11月30日

準備書面2

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士

河村 健夫



同

山本 志都



同

指宿 昭一



同

中井 雅人



債権者らは、本準備書面において、平成28年10月3日付債務者準備書面(1)に対し、必要な限りで認否反論を行う。

1 「1」について（『復刻・全国部落調査』の性格について）

(1) 債務者の主張

債権者らが、債務者代表者代表社員宮部龍彦（以下「宮部氏」という。）自身が裁判所に対して『復刻・全国部落調査』を提出しており（疎甲18）、本件出版予定物を出版しようとする債務者の意思はきわめて堅固であることが窺え、本件出版予定物が出版されるおそれが高いことを主張したのに対して、債務者は『復刻・全国部落調査』（疎甲18）と本件出版予定物とは同一ではないと主張し、タイトルが違う、作成目的が異なると述べる。しかし、内容が同一である以上、本件出版予定物が製本されたものとして疎甲18が存在することは明らかであって、債務者の強弁は破綻している。

(2) 両者は同一内容の書籍である

債務者は別紙書籍目録記載の書籍名は『全国部落調査』であるところ、疎甲18は「復刻全国部落調査」であり、副題がない点で、別紙書籍目録の書籍とは異なるとしている。

しかし、債務者が出版する予定だった書籍は、疎甲10の2頁目にあるように、表紙には「第1版」「復刻」「全国部落調査」「部落地名総鑑の原典」などと記載があり、当初から「復刻」は表紙に含まれていた。

そして、疎甲18のはしがきに相当する「復刻にあたって」や「目次」はこの本が「約200頁」であり、別紙書籍目録の頁数とも一致する。また、「復刻にあたって」からは、本書が『全国部落調査』を、①縦書きから横書きにし、②手書きからできる限りで活字にし、③『各府縣部落調査』の現在地は原典にないもので、平成28年3月現在のものを、出来る限り有志で調査したもの」である旨記載されており、これは本件出版予定物の特徴として宣伝されていたものと一致している。

なにより宮部氏自身がこれを「別紙目録1の関連資料として提出され

ている全国部落調査の内容を読みやすく活字化し製本したもの」であると自認しているのであるから、疎甲18は本件出版予定物と内容を同じくする著作物である。

(3) 債務者主張の作成目的は虚偽である

債務者は、疎甲18は『全国部落調査』に学術的価値があることを裁判所に説明するために資料として作成したものであって、頒布するものではない」と述べている。しかし、これも全く虚偽の主張である。

外見上から明らかなことだが、疎甲18にはバーコードが付されており、POSシステムによる販売情報管理が予定されている。また、この書籍にはISBN（国際標準図書番号）が付されており、奥付の記載も一般読者向けの記載になっているのであって、この書籍は単なる裁判のための資料ではありえない。

また、宮部氏は、2016年4月12日に「復刻・全国部落調査の印刷用データを公開します。欲しい方は各自製作してください」として、疎甲18を掲載している（バーコードの番号が一致しているので、表示されている書籍が疎甲18であることは明らかである）ので（疎甲23・3頁）、まさに疎甲18は頒布するために作成されたものといえる。

(4) 債務者の本件出版予定物を頒布する意思はきわめて強固である

疎甲18の奥付けによれば、疎甲18は2016年4月15日に出版されている（上述したように、同月12日に疎甲18と同一のものがツイッターに掲載されていることからするとすでにその時点で存在していたものと思われる）が、これは、書籍に関して出版等を禁止する仮処分（以下「本件仮処分決定」という。）が出された本年3月28日より後のことであり、債務者が本件仮処分決定をふまえ、同決定の別紙書籍目録記載の著作物と一部題名の表記などに手を加えて、本件出版予定物と同内容の疎甲18を発行したことが明らかに窺える。

債務者が自身が運営するウェブサイト上で告知している内容（疎甲10）からしても、債務者が執拗に本件出版予定物を出版し、あるいはデータを公開するなどの方法で、本件出版予定物の内容を広く社会に流布しようとしていることが明らかに窺える。

また、債務者は技術の進歩によって、業者に依頼すれば市販の本と同程度の価格で1冊から製本可能であるが、債権者らはそれを知らず、無知に基づいた主張をしていると的外れな非難を行っている。しかし、債権者らはそのような技術の進歩がある中で、それら技術の利用をあまりながら、本件出版予定物を出版することや出版予定物の印刷用データの頒布を行うことの危険性やそれによって生じる甚大な損害を主張しているのであって、債務者の非難はあたらない。

(5) 小括

官部氏は「別紙目録1の関連資料として提出されている全国部落調査の内容を読みやすく活字化し製本したもの」と説明しており、自分が製本したことを認めている。著作物の「製品（半製品を含む）」を作成したことを自認している以上、被保全権利及び保全の必要性が存在することは明白である。

2 「2」について（『あゆみ』について）

(1) 債務者の主張

債権者らが、債務者が本年4月、『小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会 5年のあゆみ』（以下『あゆみ』という）を発行しネット上で販売していたこと（疎甲19）を指摘し、本件出版予定物を出版しようとする債務者の意思はきわめて堅固であることが窺え、本件出版予定物が出版されるおそれが高いことを主張したのに対して、債務者は、『あゆみ』と本件出版予定物は異なる旨主張している。

(2) 内容の同一性

しかし、『あゆみ』の13頁以下は、本件出版予定物や別紙目録2と同内容である。また、横浜地方裁判所相模原支部平成28年(ヨ)第16号仮処分命令申立事件で提出された『復刻 全国部落調査』(同事件の証拠番号乙6)、『あゆみ』(同事件の証拠番号乙32)を比較しても、各都道府県の表部分はまったく同内容である。

(3) 執拗な頒布の意図

オークションでは、「話題の部落地名総鑑の原典、『全国部落調査』の各府県別部落調査が掲載されています」と記載されている。これは、つまり、出版が事実上難しくなった『全国部落調査』が、社会内で話題となり、一定の人たちの関心を集めたことに乗じて、同一内容の書籍を売りつけようというものである。宮部氏自身がツイッター上で本年4月5日「次の戦場」として「ぐるぐるオークション」を位置づけており(疎甲19の2)、債務者が規制をくぐりぬけるような方法を模索しながら、本件出版予定物と同一内容の書籍の出版に固執していることは明らかである。

債務者が本件出版予定物を出版することを現在も狙っていることは本件保全異議申立てからも推認されるが、『あゆみ』は体裁のみに手を加えた本件出版予定物と同一内容の書籍であり、債務者の意図は執拗かつ強固である。

(4) 全国部落解放協議会の性質

なお、債務者は、全国部落解放協議会を「宮部龍彦が書記局長を務める部落解放運動団体」とするが、その実態は全く異なる。

宮部氏は、2011年ころに「全国部落解放協議会」という団体を立ち上げた。立ち上げの理由は、2014年6月20日付のツイッターで、宮部氏が「同和団体を名乗ればどのような違いが生ずるか実験するため、

goo ブログに『全国部落解放協議会』という名前で偽装ブログを開設していましたが、頻繁に記事が削除されるようになったので、偽装をやめました。いよいよ完全消滅してしまうかも知れません」と記載しているように（疎甲40）、単なる「実験」であり、活動の実態もなく、「部落解放運動」のための組織ではなかった。

宮部氏は、ツイッター上で、3月31日に「再び、あの団体が動き出しました」という文章と製本された『小林健治と有田芳生に対抗する全国部落解放協議会5年のあゆみ』の写真を掲載し、休眠状態だったこの団体を用いて、文書の拡散を行うことを、暗に示した（疎甲41）。

さらに、宮部氏は、「全国部落解放協議会」をこの書籍の作成名義として利用したばかりでなく、会員限定で同書籍を頒布するという手法をとり、4月23日には、「裁判所が、全国部落調査を公表してはいけないというなら、全国部落解放協議会の会員限定で共有するならいいのではないかと思ったわけ」と、部落解放協議会という集団を隠れ蓑にして、「会員になれば、『復刻 全国部落調査』の頒布が受けられる」旨宣伝した（疎甲42）。そして、本年4月末から、「部落研究の自由への妨害に対抗するため」と称して、インターネット上で「加入申込書」を公開するなどして会員を募集している（疎甲43ないし45）。

宮部氏のツイッターによれば、

4月26日「全国部落解放協議会のサイトをどうしようかと思ったけど、こういう秘密結社的なものに適当なSNSが見つからないので、自分で作ってみようかと思う」（疎甲46）、

4月29日「全国部落解放協議会の加入者を募集します（疎甲44、募集の内容については示現舎のホームページ上、疎甲45）

4月30日「GW中には全国部落解放協議会グループサイトがひっそりと開設されます。会員だけに通知します」（疎甲47）

5月4日「全国部落解放協議会の加入希望者が40名となりました。ひとまず、明日にはグループサイトのログイン方法を通知します」（疎甲47）

5月18日「全国部落解放協議会のグループサイトを開設しました。会員各位にはメールしております。メールが届かない方は、迷惑メールに分類されてしまっていないかご確認ください」（疎甲47）

などとあり、全国部落解放協議会は、宮部氏が主宰し、「全国部落調査」のデータを拡散することを目的とした団体として、4月末に会員募集が行われ、一定の規模の会員が集まったことは明らかである。

その後も、「国土交通省国土制作局GISHPのデータを活用して、全国部落調査の5361部落のうち4793部落の緯度・経度を求めて地図に配置することに成功しました。裁判所から止められているので公開はできません。全国部落解放協議会の理念に賛同する部落民だけにお見せしています」（疎甲48）という債務者のブログの記載（5月8日）からは、全国部落解放協議会の内部では、全国部落調査の内容を、さらに詳細に、利用しやすく加工したデータの頒布を行っていることが窺われる。

3 「3」について（プライバシー権侵害について）

(1) 債務者の主張

債権者らが、本件出版予定物によって債権者らのプライバシー権が侵害される旨主張したのに対して、債務者は、概ね、①地名の公開によってプライバシー権の侵害がおきることはありえない、②被差別部落の地名を明らかにした書籍が何度も出版されている、と反論している。

しかし、この債務者の主張も、①プライバシー権の本質に対する理解が欠如し、②これまで出版された書籍と本件出版予定物の違いを無視し

たものであり、暴論と言わざるをえない。

(2) 債権者らに対するプライバシー権侵害

債権者らの住所を知る者や債務者が作成したウェブサイト上の記事などを閲覧した不特定多数の者が、地名から債権者らが被差別部落出身者であることを知り、それが債権者らに対するプライバシー権の侵害となることは明らかである。

また、本件答弁書で主張したとおり、誰がどの場所の出自かを特定することが部落差別の前提となっており、その差別の構造自体から、どの場所が被差別部落に該当するかという情報が流出することが個々人の権利侵害に直結するのである。債権者らの主張は答弁書で主張したとおりであり、さらに反論する必要を認めない。

(3) 債務者が掲げる書籍と本件出版予定物との違い

債務者は、「部落の地名が列挙された書籍」が何度も「行政や債権者解放同盟の関係団体から」出版されていると指摘し、これらの出版物の存在が許されるのであれば、本件出版予定物の出版も許されてよいはずである、と述べる。

しかし、以下詳述するように、債務者が指摘する資料（疎乙5～乙19）はすべてある特定の地域における、「特殊部落」、「未解放地区」、「地区」、「同和地区」、「被虐部落」などの地域名称などを、研究や調査に必要な限りで記載したものにすぎず、本件出版予定物のように、全国にわたり網羅的に地区名を取り上げたものではない。被差別部落の場所を、被差別部落はどこかという観点から公衆に対して示したのではなく、出版元の多くが「行政や債権者解放同盟の関係団体」であることから分かるように、研究や調査に必要な限りで記載してあるものにすぎないから、公衆に開放されているものではなく、その在り方からいって、通常の出版物と全く異なる。

また、それらの出版物は公衆の間に流通しているものではなく、現在はたとえば図書館の閉架書庫で保管される、あるいは研究目的での閲覧しかできないようにされるなど、それらに記載されている情報に、公衆はアクセスが難しいのであって、現時点で公開されていない。

出版物等によって、その記載に関連する人の人格権等に対する侵害が発生するか、あるいはその人格権等の侵害がどの程度であるか、は、当該出版物の性質、頒布される範囲の広狭、頒布対象、一般人のアクセス容易性等の要素によって大きく異なる。そこで、債務者が指摘する資料等がそのような性質のものであるかをそれぞれ検討し、本件出版予定物と比較する。

ア 『山陰之教育第二十號』（疎乙5）

乙7が1897年（明治30年）1月8日に発行されたこと、本資料に「新平民に関する調査報告書」という記事の掲載があり、債務者主張のような記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。

乙7はもともと鳥取県内の教育に関心を有する人が読み手として想定されていたもので、教育の課題のための一種の学術的な資料であり、広く頒布されたものではない。そして、すでに発行されてから約120年が経過しており、すでに歴史的価値を有する資料となっている。図書館に所蔵されているとしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることはきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、鳥取県内の当時存在した6つの郡中の村の大字を「新平民」の居所として示したものにすぎず、限定された地域に関するものである。そしてこの調査が教育環境の改善のために行われたものであることも、疎乙5自体からみてとることができる。

イ 『特殊部落改善資料』（疎乙6）

疎乙6は徳島県が1910年(明治43年)6月15日に発行したものであること、本資料に徳島県内の「特殊部落」に関する記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。

疎乙6はその形態及びその題名からも明らかなようにそもそも県政に関する資料として作成されたものであり、公衆が対象となる一般的な刊行物として出版されたものではない。そして、発行されてから100年以上が経過しており、すでに歴史的資料となっている。図書館に所蔵されているとしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、当時存在した徳島県内の9の郡の「部落名」を示したものにすぎず、限定された地域に関するものである。

ウ 『京都府未解放地区の生活実態調査報告』(疎乙7)

疎乙7は社団法人部落問題研究所が1953年(昭和28年)10月発行したものであること、本資料は京都府内の「同和地区」に関する記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。部落問題研究所と原告解放同盟との関係については、認否の必要を認めない。

疎乙7は、その外形、目次の記載、データのまとめ方など総合的にみて、実態報告という資料として作成されたものであることは明らかであり、公衆が対象となる一般的な刊行物として出版されたものではない。約63年前に作成された時点から、出版物の体はとってはいても流布することは想定されていない性質を有するものといつてよく、図書館に所蔵されているとしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、京都市内及び京都府下の「同和地区」のみであり、限定された地域に関するものである。そし

てこの調査が「同和地区」の生活環境、健康環境、文化環境、経済環境の改善のために行われたものであることは、疎乙7自体からみてとることができる。

エ 『同和問題資料 No.3』(疎乙8)

疎乙8は奈良県同和問題研究所が1954年10月発行したものであること、本資料に奈良県内の「同和地区」に関する記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。

疎乙8は、その外形、目次の記載、データのまとめ方など総合的にみて、実態報告という資料として作成されたものであることは明らかであり、公衆が対象となる一般的な刊行物として出版されたものではない。約62年前に作成された時点から、出版物の体はとってはいても流布することは想定されていない性質を有するものといつてよく、図書館に所蔵されているとしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、奈良県下の「同和地区」のみであり、限定された地域に関するものである。そしてこの調査が「同和地区」に関する施策を確立するために行われているものであることは、乙10自体からみてとることができる。

オ 『調査その一』(疎乙9)

疎乙9は和歌山県同和問題研究委員会が1954年(昭和29年)11月に作成したものであること、本資料に和歌山県内の「関係地区」に関する記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。

疎乙9は、その外形、データのまとめ方など総合的にみて、行政に関する資料として作成されたものであり、「非売品」であるとも明記されていて、一般的な刊行物として出版されたものではない。約62年前に作成された時点から、出版物の体はとってはいても流布することは想定

されていない性質を有するものといってよく、図書館に所蔵されているにしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、和歌山県下の「関係地区」のみであり、限定された地域に関するものである。そして調査の目的は、序に明記されているように「正確なる調査によって実相を把握し、‘同和’の世界を一日も速やかに実現するための基礎資料にしたい」という点にあり、調査した上での考察も示されている。

カ 『大阪市西成区出城・開地区精密調査報告書』（疎乙10）

「なお」以下については不知だが、その余は認める。

疎乙10は、大阪市当局が調査を行い、同和問題研究会が分析をおこなったものをまとめたものである。差別意識に関する貴重な調査であり、地区に対する差別が存在すると回答した人で、差別の理由について「人種がちがう」「生まれがちがう」などと答える人がいること（元の報告書の69頁）、「結婚前提の交際では大部分が消極的か拒否的」（同72頁）、地区意識の認知内容として「地区の生活環境の劣悪さや住民の言語動作服装などの粗野さを指摘」する者があったこと（同72頁）など、調査結果は、根深く残っている差別の実態を示すものとして貴重である。

しかし、この調査結果報告書は、その外観からも明らかなように同和对策審議会内で利用することを当初の目的として、少数作成された資料であり、一般に流布することが予定されている出版物ではない。また、調査の対象も大阪市内の西成区のごく一部の地域にすぎない。

キ 『大阪市同和事業促進協議会10年の歩み』（疎乙11）

疎乙11は社団法人大阪市同和事業促進協議会が1963年（昭和38年）に作成したものであること、本資料に大阪市内の「地区」に関する記載があることは認めるが、その余は知らないし否認。

疎乙11はそのそもそもの性質が1つの任意団体の10年史を振り返るといふものであって、公衆に流布することが予定される一般的な刊行物として出版されたものではなく、仮に図書館に所蔵されているにしても、一般人は当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、そこに一覧として記載されているのは、大阪市内に関するものに限定されている。

ク 『差別とのたたかい 部落解放運動20年の歩み』（疎乙1）

疎乙12についてはその表題、作成年月日、作成者が証拠上示されておらず認否できないが、債務者の主張は特に争わない。

1967年10月に部落解放同盟長野県連合会によって作成されたものとする、敗戦直後の1947年ころからの団体としての活動を振り返ったものであり、公衆に流布することが予定される一般的な刊行物として出版されたものではなく、仮に図書館に所蔵されているにしても、一般人にとって当該資料の存在を知り、アクセスすることはきわめて難しい。

そして、「未解放部落」として特定されているのは、長野県内のみである。

ケ 『漁村型同和地区の実態と行政の課題』（疎乙13）

疎乙13は1968年1月30日、高知県幡多郡大方町町長（当時）が発行したものであること、調査者の氏名、本資料に高知県内の「同和地区」に対する記載があることは認めるが、その余は不知。

疎乙13は、そのまとめ方やタイトルから、町長が自町の中にある1つの地区について行政としての課題をとりまとめるために調査を依頼し、報告を受けたものであり、一般的な刊行物として出版されたものではない。当初から、出版物の体はとってはいても流布することは想定さ

れていない性質を有するものといってよく、図書館に所蔵されているにしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

そして、「同和地区」として特定されているのは、高知県内のものだけである。

コ 『群馬解放 同和対策関係予算額一覧表 群馬県同和地区の現況』(疎乙13)

疎乙13についてはその表題、作成年月日、作成者が証拠上示されておらず、認否できないが、債務者の主張は特に争わない。

疎乙13はそのまとめ方やタイトルから、群馬県内の「同和地区」に関する同和対策関係の予算額などに関連して同和地区の現況についてまとめた資料であって、一般的な刊行物として出版されたものではない。当初から、出版物の体はとってはいても流布することは想定されていない性質を有するものといってよく、債務者主張のように公文書館に所蔵されているにしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

サ 『滋賀の部落 第1巻部落巡礼』(疎乙15)

疎乙15は1974年8月28日、滋賀県同和事業促進協議会が発行したものであること、滋賀県知事(当時が「発刊に寄せて」と債務者引用部分を含む巻頭言を書いていること、本資料に滋賀県内の「未解放地区」に関する記載があることは認めるが、その余は不知。

疎乙15は、1968年6月に滋賀県内で設立された部落史研究会の研究の成果であり、証拠として提出された部分は県内の部落を歴訪した「部落順礼」をまとめたものの一部である。本書は「今後の研究に供えたい」という意図のもとに刊行されており、一般的に公衆が手にとるような刊行物として出版されたものではない。また、現在は所蔵している

図書館で利用制限をかけているところもあり、一般人にはアクセスが困難である。

また、本資料に記載されている「部落」は、滋賀県内のものに限定されている。

シ 『大阪の同和事業と解放運動』（疎乙16）

疎乙16は、1977年5月10日、社団法人部落解放研究所が発行したものであること、発行人の氏名、本資料に大阪府内の「部落」に関する記載があることは認めるが、その余は不知。

本資料の内容は、もともと財団法人大阪府同和事業推進協議会の創立25周年記念誌として編集され、大阪府下における童話事業、解放運動の歴史をまとめたものである。「もっと広範な活動家、同和行政の担当者、研究者にも読んでもらい、今後の部落解放運動の発展と同和行政の前進、運動史の研究に資」するため刊行されたのが本書であると説明されているが、その販売対象はごく狭く、決して公衆に流布させることを目的として公刊されたものではない。

疎乙16では「部落概況」が掲載されているが（元の書籍の76頁）、これは、大阪府下の部落名について、概略を示したものに過ぎない。

ス 『部落問題・水平運動資料集成 補巻一』（疎乙17）

疎乙17は1978年2月28日、株式会社三一書房が発行したものであること、編者の1人の氏名、本資料に群馬県内の「被虐部落」に関する記載があることは認めるが、その余は不知。

疎乙17で、表の形で列記されているのは、「大谷派地方関係寺院及び檀徒に関する調査」の結果であり（京都府以下16府県）、被差別部落が特定されているものではない。

また、群馬県内の「被虐部落」に関する記載は、「大正十二年四月下旬、…県主催の部落改善懇談会を開き、融和機関向上会を設けんことの

議決を、面も漸くにして決定した」という歴史的事実を指摘した後、その当時の「被虐部落」229部落を列挙したものであり、出版に近い時点での部落の分布を示したものではなく、あくまでも「部落問題・水平運動」の歴史の資料として取り扱われているものである。そして、列挙されているのはあくまでも群馬県内のものに限定されている。

ス 『同和問題の解決のために』（疎乙18）

疎乙18についてはその表題、作成年月日、作成者が証拠上示されておらず、認否できないが、債務者の主張は特に争わない。

疎乙18は、「鳥取市職員同和問題研修資料」とサブタイトルがついていることでも分かるように、鳥取市の市職員が、同和問題について研修を受ける際に使われる資料であり、一般的な刊行物として出版されたものではない。当初から、出版物の体としてはいても流布することは想定されていない性質を有するものといつてよく、債務者主張のように図書館に所蔵されているにしても、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、その内容は、隣保館の組織を再編成するために、鳥取市内という限定された地域に存在する各隣保館について「現行対象地区」と「改革対象地区」を対比させたものであり、部落に関する記載がなされているわけではない。

ソ 『市同促協創立50周年記念誌 50年のあゆみ』（疎乙19）

認める。

疎乙19は、2003年2月10日、社団法人大阪市人権協会が発行したものであるが、社団法人大阪市同和事業促進協議会（タイトルの「市同促協」）創立50周年を記念して関係者に配布されたものであり、一般的な刊行物として出版されたものではない。当初から、出版物の体としてはいても流布することは想定されていない性質を有するものと

いってよく、一般人には当該資料の存在を知り、アクセスすることがきわめて困難である。

また、その内容は、大阪市内という範囲に限定して「同和地区の概況」を紹介した資料である。

タ 本件出版予定物等の性質

債務者が過去の「出版物」の例としてあげる疎乙5ないし疎乙19の性質は、本件出版予定物等のそれとは全く異なるものである。本件出版予定物等の性質については、債務者自身が以下のとおり宣伝している。

債務者は、自身のウェブサイト（疎甲10）において、本件出版予定物の内容について、「フリー素材であるところの全国部落調査は既に『同和地区 Wiki』で無償で公開されていますが、それを敢えて書籍化したものになります。」、「原典の『全国部落調査』はB5サイズ、全342ページ、縦書き、しかもほとんどが手書きという非常に扱いにくいものでした。それに対し、今回復刻する全国部落調査はA5サイズ、全200ページ、横書き、活字、とコンパクトに扱いやすく大幅改定しました。」、「主な内容は、原典に掲載された全国5360以上の部落の地名、世帯数、人口、職業、生活程度をリスト化したものです。さらに、原典では昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を出来る限り掲載します。」（3頁）とし、

①全国の部落（5360以上）について網羅的にリスト化したものであること

②原典から、コンパクトで扱いやすい版にしたものであること

③原典から活字化し、読みやすくまとめたものであること

④昭和初期のものとなっていた地名に加えて、現在の地名を掲載すること

を本件出版予定物の利点として宣伝している。

また、なにかの調査・研究のために必要な限度で部落名を記載したというのではなく、債務者は、もっぱら被差別部落名をリストアップし、誰もが被差別部落に関する情報にアクセスすることができるようにするために、本件出版予定物を出版することを公然と認めている（疎甲10など）。

チ 小括

したがって、本件出版予定物が調査・研究の限度である特定の地区の部落名を記載したというのではなく、全国の被差別部落をリストアップする目的を明らかにして出版ないしウェブサイトへの掲載を行うものであること（出版物の性質）、ウェブサイト上で宣伝を行い、頒布対象が広範であること（頒布される範囲）、頒布対象が行政関係者や解放運動に従事する者（諸団体の関係者）、研究者などに限定されておらず、無制約であること（頒布対象）、図書館や公文書館等資料が置いてある場所に行き、資料を検索するなどの方法で特定し、その資料を入手する（利用制限がかけられるなどしていれば、そこまでしても資料は入手できないことになる）のに比べ、出版物を購入することは、予備的な知識の有無を問わず誰にでも容易かつ短時間にできる（一般人のアクセス容易性）からして、本件出版予定物は債務者が列挙した出版物などと全く性格の異なるものといわざるをえず、両者を比較することは無意味である。

4 「いわゆる『部落差別』について」

深刻な部落差別が残っていることは疎明済みであり、「水掛け論」ではないことは明らかである。

「例えば…」として何かの例を列挙しているようであるが、何の例を挙げようとしているのが不明であるだけでなく、それぞれの例自体の意味も

不明である。以下、特に看過し得ない主張にのみ簡潔に反論する。

債務者は、「いわゆる『三菱樹脂事件』の最高裁判決により、民間企業による就職差別が事実上容認された」と主張するが、全くの誤りである。同判決は憲法14条の間接適用を認めたものとして理解されている。「就職差別が事実上容認された」とは逆の結論である。

また、債務者は「結婚自体が容姿、生殖能力といった本人に責任のない極めて差別的な理由で判断されるのは公知の事実であるから、『部落の人間とは結婚したくない』という意思であれば尊重せざるを得ない。」と主張するが、差別的信条を吐露であり、差別を許さないという社会で共有されている価値とは相いれない信条である。

5 「5 被差別部落出身者という法律上の身分が存在しないことについて」

「債権者は部落差別が存在しないとは一言も言っていない」という主張の「債権者」は「債務者」の誤記だと解したとしても、それにしても主張の趣旨が不明である。債務者は保全異議申立書等において、債務者自身が被差別部落の所在地を晒しておきながら、債権者らの権利を侵害していないと主張しているのであるから、債務者は「部落差別が存在しないことを前提にした主張を繕々している」と言わざるを得ない。仮に、債務者が「債権者は部落差別が存在しないとは一言も言っていない」の趣旨が、債権者らが主張疎明した深刻な部落差別の事実を認める趣旨であれば、債権者らの差別されない権利等の権利が侵害されているのは明白である。

債務者は「むしろ…」以下で部落差別の例を3つ挙げているようであるが、債権者の主張とは無関係であり、今もなお深刻な部落差別が続いていることは疎明済みである。

その他繕々主張するが、要件事実とは無関係であり、すべて失当である。

6 「第2第3項について」

「その余は認める。」のであれば保全の必要性が認められるのは明白である。

もっとも、第6段落以下については看過できない主張があるため簡潔に反論する。債務者が行っている出版行為等は、悪質な「アウティング」であり、債務者が述べるような「カミングアウト」とはまったく正反対のものであることは指摘するまでもない。自ら誇りをもって「部落民であることを明らかに」するということ（カミングアウト）と、他者が本人の意向を全く顧みることなく、被差別部落の所在地一覧を公開するとか、勝手に当該人物あるいはその親族の出生地が被差別部落であるとか、当該人物あるいはその親族の居住地が被差別部落であるとかの情報を公開して晒すこと（アウティング）とは、ベクトルが180度異なる正反対のものである。

先日、一橋ロースクールの学生が自分がゲイであることを友人に伝えたところそれを友人らに暴露されてしまい転落死に至るといふ痛ましい事件が報道されたが、本人の意思を無視したアウティングは、時に人の命を奪い、また人の人生を壊すものにしてしまうほどの大きな人権侵害をひきおこす。また、たとえば、親族や自分の出生地が被差別部落だったことについて知らなかった子どもが（その親子が培ってきた人間的関係や距離を無視したところで）さらされた情報に接し、アイデンティティの確立が阻害されるという状況も生じうるのであって、誰もが誇りをもって、自然に、自らが望むときにカミングアウトできる状況が望ましいとしても、そのことによって、情報を公開して晒すことが正当化されるわけではない。

債務者は、「暴露することの意味をなくし、自由な議論が行えるようにするために」と述べているが、「暴露することの意味をなくし」の論理的前提には、被差別部落所在地情報や被差別部落出身者等であることの情報暴露することが部落差別を助長するという「意味」を有することがある。すなわ

ち、債務者は、「暴露すること」が問題であることを自認している。それにもかかわらず、「暴露すること」が問題であることを自認しているにもかかわらず、前述のように被差別部落所在地情報を晒し、また晒そうとしているのである。

7 「第2第4項について」

現に、債権者らや全国部落調査に記載された被差別部落出身者は、債務者の被差別部落所在地情報を晒す行為によって「悲痛な思い」をしている。このことは、疎甲2～6等においても疎明済みである。

以 上

平成28年（モ）第4041号 保全異議申立事件

（基本事件：平成28年（ヨ）第154号 仮処分命令申立事件）

債権者 部落解放同盟 外5名

債務者 示現舎合同会社

証拠説明書（甲40～甲48）

2016年11月30日

横浜地方裁判所第3民事部保全係 御中

債権者ら代理人弁護士 河村 健夫

同 山本 志都

同 指宿 昭一

同 中井 雅人



頭書事件につき、以下のとおり証拠の説明をする。

号証	標目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立証趣旨	備考
40	鳥取ループプロ グ	写し 2014年 6月20日	債務者	全国部落解放協議会という のが活動実態のない団体で あったこと	
41	鳥取ループツイ ッター	同 2016年 3月31日	債務者	全国部落解放協議会の活動 が書籍の出版と関連してい ることを債務者自身が認め ていること	
42	同上	同 2016年 4月23日	債務者	債務者が全国部落解放協議 会の会員に『復刻 全国部 落調査』を頒布することを 予定していたこと	

43	全国部落解放協議会ブログ	同	2016年 4月24日	債務者	
44	鳥取ループツイッター	同	2016年 4月29日	債務者	全国部落解放協議会という団体がインターネットを用いて今年4月末ころから会員を募集していたこと
45	示現舎ホームページ	同	2016年 4月29日ころ	債務者 (コメント欄は除く)	
46	鳥取ループツイッター	同	2016年 4月25日 4月26日	債務者	
47	同上	同	2016年 4月30日～ 5月4日	債務者	全国部落解放協議会は債務者が主宰し、一定規模の会員が集まったこと
48	同上	同	2016年 5月8日	債務者	債務者が、全国部落解放協議会の会員に対して、被差別部落関連情報を地図に配置したものを頒布していること

全国部落解放協議会について：鳥取ループ

鳥取ループ

同和行政の奥深くを追求します。

- [Home](#)
- [鳥取ループとは？](#)
- [コメントについて](#)
- [PGP公開鍵](#)
- [RSS](#)

Dell公式ノートPC

インテル Core搭載。ご購入はデル公式サイトへ

〇〇



全国部落解放協議会について

同和団体を名乗ればどのような違いが生ずるか実験するため、gooブログに「全国部落解放協議会」という名前で偽装ブログを開設していましたが、頻りに記事が削除されるようになったので、偽装をやめました。いよいよ完全消滅してしまうかも知れません。

詳しくは、こちらをお読みください。

結局、同和団体を名乗れば企業の対応が丁寧になることが分かりました。エセ同和がなくならないわけです。

2014年6月20日・カテゴリー [同和と人権に関わる人々](#)

コメント

コメント(9)

1.  Warren on 2014年6月20日 3:56 PM

太田市古氷って緑町なんですね。
町田市打町田って本町田しか考えられません。地元なもので。

[返信](#)

2.  鳥取ループ on 2014年6月20日 4:04 PM

全国部落解放協議会の支部一覧は結構いい加減ですよ。

ただ、いい線いっているところもあるので、他の資料と比較して検証すれば、参考資料としては使えます。

[返信](#)

3.  Warren on 2014年6月20日 4:28 PM

太田市地域改善対策施設条例
平成17年3月28日 条例第23号
同和地区における環境の整備改善に資するため・・・
別表 略

行政がこういう事やるから、つい。

[返信](#)

4.  通行人 on 2014年6月21日 11:17 AM

同和を特別扱いすることこそが差別

[返信](#)

5.  野次馬 on 2014年6月21日 8:22 PM

同和立法が期限切れして10年以上たつのに、解同による犯罪まがいの糾弾やゆすりたかりがいまだに公然と行われているのは、法律ではなく条令レベルのものが残っているのでしょうかね。

よく知りませんが。

[返信](#)

-  鳥取ループ on 2014年6月21日 9:47 PM

条例はたくさん残っていますし、国においても人権教育啓発推進法、雇用保険法といったところ等に、まだ残っています。

[返信](#)

6.  Warren on 2014年6月22日 10:52 AM

特別扱いするだけで、差別者か。厳しいな。他所の国から「歴史認識が甘い」なんて謂れるより、日本の近現代史として事実を記録して置きたいんだ。八切、三角は変人としても。柳田、南方、山哉、何処までやれば、善ノ助さんは認めてくれるのだろうか？私は真摯に調査研究を続けたいと思う。「同和地区は在ります。」by 小保方 from 伊勢崎市東小保方町。(苗字でポン！総選挙ランキング1位)

[返信](#)

7.  松本龍は穢多 on 2014年6月25日 9:27 PM

朝日新聞が大絶賛する民主党の松本龍は穢多「知恵を出さない奴は助けない」
植村隆 捏造 河野談合 朝日新聞は反日変態左翼集団 エタヒニン在日韓国人の利権を死守する

[返信](#)

・  通りすがり on 2014年6月26日 1:12 AM

>>朝日新聞が大絶賛する民主党の松本龍

この点は明確に事実に反する。
三品純氏も書いている通り、朝日や解同は松本龍に対しては異常なほど突き放した態度を取り何らかばおうとはしなかった。
何か裏があるのだろうかと勘繰りたくなるほどだった。

おそらく、もともと松本に対してはいい感情を持っていなかったのだろう。

[返信](#)

コメントする

お名前

メールアドレス

ウェブサイト

スパム防止のため計算結果を入れてください*

9 - 4 = 

新しいコメントをメールで通知

新しい投稿をメールで受け取る

・ **鳥取ループ**について

とある鳥取県東部出身者。



携帯用  1733 455

ツイート

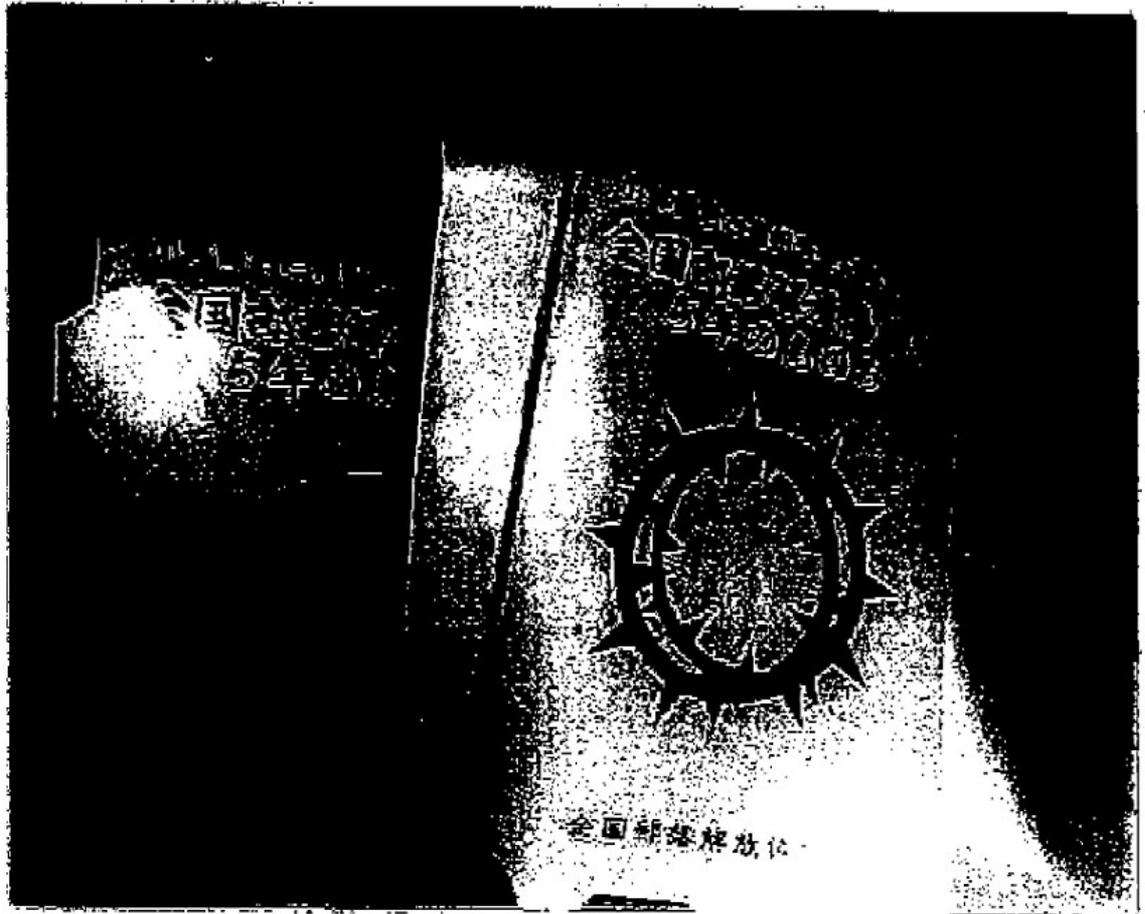
@tottoriloopさんをフォロー

疎甲第 41 号証



鳥取ループ@示現会 @tottonloop · 3月31日

再び、あの団体が動き出しました #部落



25

21

see

疎甲第 42 号証



鳥取ループ@示現会 @tofferiloop · 4月23日

裁判所が、全国部落調査を公表してはいけないというなら、全国部落解放協議会の会員限定で共有するならいいのではないかと思ったわけ。



返信 6



11



全国部落解放協議会

疎甲第 43 号証
1/1 ページ

2016年04月24日

全国部落解放協議会 加入者募集中

全国部落解放協議会では、組織拡大を目指し、広く加入者を募集することにした。

まさに部落解放運動は危機に陥れている。特に「部落に住むと差別により不利益を受ける」「部落出身が隠かれ自殺する人がいる」といった根拠なき風評、部落民に対する侮辱には断固抵抗しなければならぬ。

「全国部落調査」に格付けされた部落に関係する部落出身者は、全国部落解放協議会に入ろう！

加入はこちらから↓

[全国部落解放協議会 加入申込書](#)

疎甲第 44 号証

甲第 7 号証



鳥取ループ@示現舎 @tottorloop - 4月29日

全国部落解放協議会の
加入者を募集します

jigensha.info/2016/04/29/zen...

#部落



2016年04月29日

全国部落解放協議会について

全国部落解放協議会とは、部落問題の解決のために部落解放運動を推進する団体です。

活動の目的

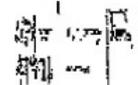
活動の目的

第一に、本会が全国部落解放協議会です。

第二に、本会は、部落問題の解決を目的として、部落解放運動を推進することを目的とし、部落解放運動の発展に努めます。

第三に、本会は、部落問題の解決を目的として、部落解放運動を推進することを目的とし、部落解放運動の発展に努めます。

ギャラリー



全国部落解放協議会の加入者を募集します

部落研究の自由への妨害に対抗するため、全国部落解放協議会(全国協)の加入者を広く募集することにしました。活動...

jigensha.info



5

2

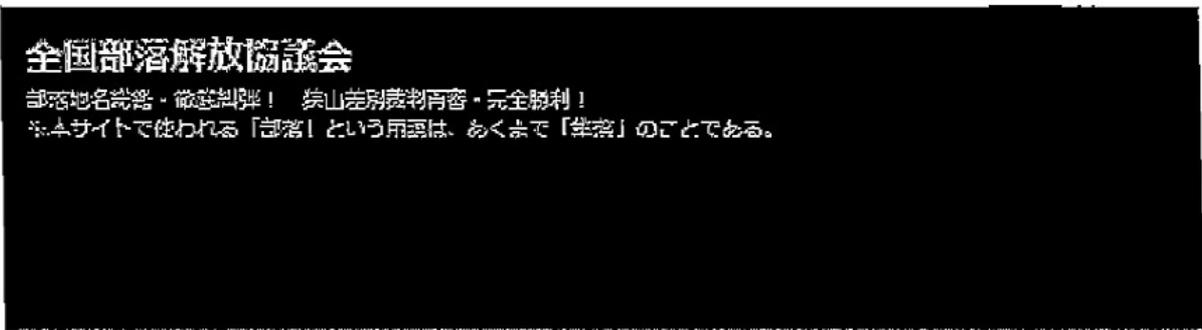


ガチな世界が読めるメディア

示現舎

疎甲第 45号証

ご意見をお寄せいただきありがとうございます。元に戻す
お送りいただいたフィードバックは、このサイトの広告の確認に利用させていただきます。
広告設定を更新していただくと、よりご自分に合った広告が表示されるようになります。



2016年09月09日

全国部落解放協議会について

ギャラリー

全国部落解放協議会全国にわたる約400万のメンバーのために部落解放運動を行う大衆団体です。

この団体は

全国(国)

第1条 本会を全国部落解放協議会とす。

第2条 本会は、本会の会則を承認する部落民団体と 各地に所属することによって結成される。種族の区別は、非営利団体を結成することができる。地方連合会は本部登記所に属し、その他の支部は本部登記所に直属するものとする。

第3条 本会は部落民団体としての会費を徴し、これを部落民団体としての社会的活動を円滑にすることを要とする。

第4条 本会は、部落民団体に対する差別に対し、後述の如く対応する。

<< 2

三 月 灰

全国部落解放協議会の 加入者を募集します



By 鳥取ループ

部落研究の自由への妨害に対抗するため、全国部落解放協議会(全国協)の加入者を広く募集することにしました。

活動内容の詳細については追ってメールで連絡します。グループサイトの開設、会員の親睦会等を予定しています。入会金、年会費は不要です。本会は自主・自立・自由の組織です。入会後何かを強制することはありません。抜けることも自由です。

本会は部落民(過去に部落に住んでいた等、部落に縁のある人等)により結成される団体です。本会は、部落民に対する差別に対抗します。特に部落研究の自由への侵害、「部落に住むと差別される」「部落出身と知ってショックで自殺する人が後を絶たない」といった風評被害の拡散・部落民への侮辱、えせ同和行為には断固対抗するもの

です。

参加をご希望の方は、以下の加入申込書に記入して送信してください。

加入申込書

さて、示現舎は5月8日までゴールデンウィーク休暇に入ります。皆様、よい休暇をお過ごしください。

共有:



関連

部落地名総鑑の元ネタは全国
部落調査
2016年4月4日
ウェブ記事

東京法務局人権擁護部から事
情聴取されました
2016年2月22日
ウェブ記事

部落解放同盟中央本部から面
談の申し込みがありました
2016年3月7日
ウェブ記事

カテゴリ: お知らせ | タグ: 同和 | 投稿日: 2016年4月29日 [http://jigensha.info/2016/04/29/zenkokukyo/]
| 投稿者: 鳥取ループ

鳥取ループについて

ジャーナリスト、ソフトウェアアーキテクト。信州大学工学部卒。同和行政を中心とする地方行政のタブー、人権ビジネス、個人情報保護などの規制利権を研究している。「ネットの電話帳」管理人。

鳥取ループの投稿をすべて表示 →



「全国部落解放協議会の
加入者を募集します」への26件のフィードバック



名前

2016年4月29日 11:28 AM

鳥取ループさんは、実家が下味野という同和地区にあることで何か不利益を受けたことはありますか。



鳥取ループ 投稿作成者

2016年4月29日 11:37 AM

2chであれこれ言われたし、鳥取市役所の職員が言いふらしていたようなので誤解されていますが、私の実家は地区外です。

ただし、部落解放同盟の綱領の基準で言えば部落民ということになるのでしょう。

別に不利益は受けていません。



匿名

2016年5月1日 11:16 AM

市の職員がそういうことを言うのですか。鳥取市の職員は質が低いね。市町村の職員はあほばかり。



名前

2016年4月29日 1:38 PM

blog.ningenshuppan.com/?eid=1243853

コバケンが鳥取ループさんを「アホ、ボケ、カス、ゲス」と罵倒して笑いものにしています。



鳥取ループ 投稿作成者

2016年4月29日 2:21 PM

例の本がよほど癪に障ったのではないですか。



岡山人

2016年4月30日 9:13 AM

横から失礼します。

小林健治は片山虎之助の失言を岡山の恥と言っていますが、小林健治こそ岡山の恥です。小林健治はブログでスーパーマーケットのことをやたらに中級だの中の上だの等級付けして呼んでいますが、スーパーで働く人間、関係者からしてみれば、とても侮辱的な発言です。小林健治くらいの年齢から上の岡山の者は、勝手に何でも等級付けしたがる県民性がありますが、人権に取り組む人間がこの程度であること自体が岡山の恥です。



匿名

2016年4月30日 8:17 PM

小林健治の人間性はこの程度なのでしょう。

それにしても、話はそれるが、いい書き込みを見つけたので、ここにも書き込む。解放同盟の本性を端的に示した書き込み。

106 : 管理人★ : 2016/04/30(土) 08:49:39 とある元解放同盟員が私に言ったことがありました
「交渉は集団で、不祥事は個別対応で」
つまり、自分たちが利益を求める場合は1つの事例でも
「これは部落全体の問題だ！」
と言い、自分たちに不利な事については
「これは個人の問題だ！」
と言うのです。
確かにそうだと思います。



名前

2016年5月2日 12:22 PM

『全国部落調査』の石川県野々市町の項は、部落所在地が「野々市町」としか書かれていません。

なぜ「堀内」と限定できたのですか。

<https://twitter.com/burakuchimei/status/703009879194984448>



鳥取ループ 投稿作成者

2016年5月2日 5:05 PM

Wikiを編集していた人は隣保館保育所が存在したこと、細い道が入り組んだ集落があることから判断した

ものと考えられますが、これだけでは根拠としてはまだですね。



匿名

2016年5月3日 8:17 PM

全国部落調査作成時(昭和10年)は、野々市市堀内町は石川郡郷村の一部であったため、全然違います。戦後、野々市市に編入されました。正しくは、野々市市本町のどこかだと思いますが、本町はかなり広いので、特定したいのであれば、古文書を精査するしかないと思う。一度、石川県に来てみればよかるう。

また、石川県は戦災にあっていないため、細かい道が入り組んだ場所やクランクは普通に見られます。たとえば、市街地の幹線道路にクランクがある県庁所在地は金沢市くらいだと思います。(例:金沢地裁前)

なお、石川県特有の善隣館は、必ずしも同和对策事業と関係はないと私は思います。善隣館は公民館や社会福祉協議会に近いと思う。

編集している者は、ぜひ一度、石川県に来て、自分の目で確認をお願いします。



鳥取ループ

投稿作成者

2016年5月4日 8:09 PM

同和地区Wikiを誰が編集しているのかは残念ながら分かりません。
今作られている同和地区.comでは堀内町という記述は消されたようですね。



ジャパニーズオンリー

2016年5月2日 6:39 PM

わたしの記憶に間違いがなければ今日5月2日は53年前に埼玉県狭山市で何一つ罪のない女子高校生が部落民の石川一雄に殺害されたとされる日です。

ループさんはこの事件についてどう思っているのですか。

奴は50年以上無罪と主張してしらを切っている確信犯・殺人犯という考えでしょうか？50年周りの人をだまし続けてやっていないとごまかそうとしている殺人者でしょうか？

それとも奴の言うとおり無実なのでしょうか

石川一雄は殺人者なのでしょうか？



鳥取ループ 投稿作成者

2016年5月2日 9:35 PM

さあ、どうなのでしょう。

ただ、あの事件の本をいくつか読むと、警察が大きな失態をやらかして、世間の警察への非難も強かったことから、別件逮捕など「あらゆる法律を駆使した」捜査が行われるきっかけの事件になったように思えますね。



ジャパニーズオンリー

2016年5月3日 5:58 PM

5月3日は憲法記念日。今年は安保法の関係で憲法の議論もいつもより活発なようです。

解放同盟は憲法擁護を主張しているくせして憲法違反をしようとしています。いうまでもなく地名総鑑発行に対して思想出版表現の自由を弾圧しようとしていることです。

人権団体自ら人権侵害を平然と進めている恐ろしい事件です。

憲法記念日に今回の部落地名総鑑発行についてももう一度考えることが必要。



匿名

2016年5月3日 8:40 PM

【憲法記念日】「憲法守れ！」SEALDs奥田氏、護憲派集会に遅刻しそうになり、タクシーを飛ばすもスピード違反で捕まる ©2ch.net

↑こんな奴に言論の自由が破壊されようとしているのは悔しい



鳥取ループ 投稿作成者

2016年5月4日 9:12 AM

部落地名総鑑ではなく、全国部落調査です。



テク

2016年5月4日 1:18 PM

すいません、お初です。全国部落解放協議会に登録したのですが、こちらにメールなど何も届きません。WEBが立ち上がると、メールが来るのでしょうか？



鳥取ループ 投稿作成者

2016年5月4日 8:08 PM

今朝メールを送りました。届いてなければ、ひょっとすると迷惑メールに分類されているかも知れません。



斉藤ママ(部落在住なのに減免なし)

2016年5月4日 3:05 PM

憲法は法曹の利権を守るためにある気がしてきました。
 でなければ護憲派が多くなるはずがないです。
 適度に悪い奴に権利を与え居心地よくして国にいてもらわないと干上がる？



卓善七

2016年5月5日 4:23 AM

すみませんメールを棄ててしまったかもしれません
 お手数ですがメールを再送できませんか？



keda

2016年5月7日 7:35 PM

こんにちは、初めまして。
 私は写真が趣味なのですが、人で溢れかえっている観光地などよりも部落だった土地の都会には無い閑散としたある種の情緒的な雰囲気が好きで今までいくつかの地へ足を運びました。
 しかしこの話をすると友人にはあまり良い顔はされません。
 曰く理由はどうあれ触れるべきではないのだそうです。
 反論として私はタブー視することこそが差別ではないかと言ってみるものの、言葉遊びとして一蹴されてしまいます。
 そして最後には人が生活しているのだから好奇の目を向けて行くべきではないと言われてしまいました。
 部落の町並みを撮るとヨーロッパの町並みを撮るとでいかほどの違いがあるのでしょうか。

やはり反対派の理解を得ることは難しそうですね。
ところで全国部落調査刊行のあてはもう無いのでしょうか。



鳥取ループ 投稿作成者

2016年5月7日 8:40 PM

津山事件があった貝尾部落でさえ観光に行く人がいるのにね。
全国部落調査の発禁は仮処分だけなので、まだ希望はあります。
また、電子化したデータならネットで検索すれば出てきますよ。



匿名

2016年5月14日 4:08 PM

黒鹿者、差別問題をエンターテインメントにするな



鳥取ループ 投稿作成者

2016年5月14日 9:17 PM

エンターテインメントではありません。革命です。過去の因習を破壊します。



匿名

2016年5月15日 6:44 PM

差別を副収入源にしている解放同盟には抗議せずに、鳥取ループには文句を言うつもりですか？

ピンバック: 藤原紀香初出演幻の『ビッグタウン ふたりの朝』 | 示現舎

疎甲第 46 号証



鳥取ループ@示現舎 (@tattoriloop) 4月26日

全国部落解放協議会のサイトをどうしようかと思ったけど、こういう秘密結社的なものに適当なSNSが見つからないので、自分で作ってみようかと思う。



鳥取ループ@示現舎 (@tattoriloop) 4月25日

iPhoneアプリ版ネットの電話帳で、住所・番地検索が出来るようになりました。



鳥取ループ@示現舎 (@tattoriloop) 4月25日

例えば、こういった情報を利用して、平家の落人部落を探すのに使えます。

ja.wikipedia.org/wiki/%E5%B9%B3...

疎甲第47号証



鳥取ループ@示現会 @tottoriloop - 5月4日

全国部落解放協議会のグループサイトを開設しました。会員各位にはメールしております。メールが届かない方は、迷惑メールに分類されてしまっていないかご確認ください、

👍 2 🗨️ 2 ...



鳥取ループ@示現会 @tottoriloop - 5月3日

全国部落解放協議会の加入希望者が40名となりました。ひとまず、明日にはグループサイトのログイン方法を通知します。

👍 4 🗨️ 8 ...



鳥取ループ@示現会 @tottoriloop - 4月30日

GW中には全国部落解放協議会グループサイトがひっそりと開設されます。会員だけに通知します。

👍 3 🗨️ 6 ...

疎甲第 48 号証



鳥取ループ@示現舎 @tottoriloop · 5月8日
柔よく剛を制すの精神です。

中田真秀 @NakataMaho

@tottoriloop 今回はなぜ裁判所の命令を聞いているのでしょうか？

👍 2 🗨️ 7 ...



鳥取ループ@示現舎 @tottoriloop · 5月8日

国土交通省国土政策局GISHPのデータを活用して、全国部落調査の5361部落のうち4793部落の緯度・経度を求めて地図に配置することに成功しました。裁判所から止められているので公開はできません。全国部落解放協議会の理念に賛同する部落民だけにお見せしています。

👍 7 🗨️ 18 ...